



5~12ページは泉区版です

2月号
2021(令和3)年

泉区の今

●人口 151,855人
●世帯数 62,946世帯
2020(令和2)年
9月1日現在
国勢調査中のため、
9月1日現在の数値を掲載
泉区マスコットキャラクター
「いっずん」



特集

今だからこそ!! 続けよう、地域の活動!
守ろう、地域のつながり! 8-9
トピックス..... 5
泉区役所掲示板..... 6-7
泉区役所からのお知らせ ほか..... 10-11
施設からのお知らせ..... 12

ご注意

掲載されているイベントなどは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組に伴い、中止・延期等になる場合がありますので、事前に確認してください。

トピックス

介護を一人で抱え込まないで

いつまで続くのだろう……。将来が予測しにくいのが、介護の難しいところです。

介護を一人で抱え込まないためには

1 専門機関、専門家に相談しましょう

地域包括支援センター(地域ケアプラザ)、区役所などに相談してください。保健師やケアマネジャー、社会福祉士などの専門家がサポートします。



2 いろいろなサービスを利用しましょう

介護保険サービスや福祉サービス、地域の助け合いなどを上手に利用して、介護の負担を減らしましょう。



3 周囲の人の協力を得ましょう

思い切って地域の人などに声をかけてみましょう。介護をしていることを知ってもらうことが協力を得るコツです。



4 同じ経験を持つ仲間と交流しましょう

家族の会、介護者の集いなどに参加して、当事者同士、思いを分かち合いましょ。同じ経験をした人からのアドバイスは大きな力になります。



介護は一人で担うものではなく、チームで支えるものです。介護する側、される側の双方が尊重され、安心して自分らしく暮らし続けることができる方法を、一緒に探していきましょう。

判断能力に不安のある人を守るために



身近に困っている人はいませんか

「認知症の父が悪徳商法で必要のない商品を買わされた」「障害があって、難しい手続きができない」など、不安や悩みを抱えている人はいませんか。

そんな人には

「成年後見制度」があります

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人が安心して生活できるように、**本人の権利を守り支援する制度**です。

大きく分けると、**法定後見制度**と**任意後見制度**があります。

法定後見制度

➡ 判断能力が**不十分**な人が対象

家庭裁判所によって選ばれた後見人などが、本人に代わって日常生活の中で預貯金の管理や入院、入所の契約などの必要な手続を行います。

この制度を利用するには、家庭裁判所へ申立ての手続が必要です。

任意後見制度

➡ **将来**、判断能力が**低下**した時のために

将来、自分の判断能力が不十分になった時に、自分に代わって財産管理や福祉サービスの利用契約などを行ってもらえるよう、あらかじめ自ら選んだ人(任意後見受任者)と公正証書により契約し、依頼しておきます。

お気軽にご相談ください。

相談・連絡先

- 高齢・障害支援課 高齢者支援担当 ☎ 800-2434 fax 800-2513
障害者支援担当 ☎ 800-2485 fax 800-2513
- 泉区社会福祉協議会あんしんセンター ☎ 802-2295 fax 804-6042 (成年後見制度についての相談を受け付けます。)
- 地域包括支援センター(地域ケアプラザ)

上飯田地域ケアプラザ ☎ 802-8200 fax 802-6800	踊場地域ケアプラザ ☎ 801-2922 fax 801-2923	新橋地域ケアプラザ ☎ 810-3261 fax 813-3380	岡津地域ケアプラザ ☎ 812-0801 fax 812-0802
下和泉地域ケアプラザ ☎ 802-9920 fax 802-9927	いずみ中央地域ケアプラザ ☎ 805-1792 fax 805-1798	いずみ野地域ケアプラザ ☎ 800-0322 fax 800-0324	

問 高齢者支援担当 ☎ 800-2434 fax 800-2513

泉区役所

☎ 800-2323 (代表番号) fax 800-2506
〒245-0024 和泉中央北五丁目1番1号

区役所開庁日

月~金曜日(祝休日・年末年始を除く) 8時45分~17時
第2・4土曜日 9時~12時

戸籍課、保険年金課、こども家庭支援課の一部業務を行っています。